

令和 年 月 日

立木を伐採する権原を有する者
住所
氏名
連絡先

森林の所在
国富町

項目		チェックリスト		
		届出者	町	
確認事項	地域森林計画対象民有林である。(宮崎県森林地理情報公開システムで確認)	☐	☐	
	指定区域ではない。(保安林、砂防法、文化財保護法など)	☐	☐	
	国富町森林整備計画に適合する(樹齢が標準伐採期に来ているか)	☐	☐	
	周囲も合わせ10ha以上の皆伐になっていないか (10ha以上の場合には、10ha毎に20m×20m＝400㎡の保残帯を字図等に明記すること。)	☐	☐	
	道路管理者に道路使用許可の申請や協議を行った	☐	☐	
	その他()	☐	☐	
添付書類	伐採跡地が特定できる書類	位置図 法務局発行の字図 (発行日から3か月以内のもの) ※境界未定地(字図に1筆なのに複数の地番がかいている) 場合は、境界未定地内にある全地番の伐採届もしくは同意書が必要。	☐	☐
		地籍測量図 ※実測による伐採の場合のみ	☐	☐
	搬出経路等を示した図面	搬出計画図 (林道、作業道、搬出道及び土場等を明記した図面。ただし、それらを位置図の明記できる場合は、省略可)	☐	☐
	土地の所有者が確認できる書類	登記簿謄本、要約書等 (発行日から3ヶ月以内のもの)	☐	☐
	森林所有者等の住所が確認できる書類	住民票 戸籍の附表 (発行日から3ヶ月以内のもの) ※森林所有者等本人が窓口で提出する場合において、身分を確認できるもの(運転免許証等)で本人及び住所を確認できる場合は、省略可	☐	☐
	隣接土地(森林)所有者と境界確認をしたことが確認できる書類	境界確認書(様式第16号)、立会写真、境界保全状況の写真等 ※町長が必要と認めた場合のみ。ただし、無届伐採等の行政指導を受けた場合は、必須。	☐	☐
	地元関係団体との協議 ・地元自治会 ・土地改良区、水利組合等	協議報告書、協定書等 (協議日より6ヶ月以内のもの)	☐	☐
	その他町長が必要と認める書類	誓約書+「登記名義人の死亡」と「登記名義人と誓約書提出者の関係」を確認できる書類(戸籍謄本等) ※「伐採後の造林の権原を有する者」が死亡している場合であって相続人が複数おり、関係書類の全員分の提出が困難である場合のみ。	☐	☐
		土地の売買契約書等 ※(所有権登記は終わっていないが、実質的に所有権が移転している場合)	☐	☐

(裏面)

伐採及び集材に係るチェックリスト

項目	届出者
(1)伐採の方法及び区域の設定 ①森林所有者に対し再造林の必要性を説明してその実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。 ③伐採する区域の明確化を行う。 ④隣地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定するとともに、それらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。 ⑤伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・郡状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。	☐
(2)林地保全に配慮した集材路 注1)・土場の配置・設置 ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出は、架線集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は渓流か距離を置いて配置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるように配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑪森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、宮崎県作業道等開設基準に基づく森林作業道として作設する。 ⑫幅員が3mを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が1haを超えていない。 注1)集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設(道)(森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する)。	☐
(3)人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の設置時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない	☐
(4)生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐
(5)切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ②切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸田組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸田組み工等の対策を講じる。	☐
(6)路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗掘・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、浸食されにくい箇所でごまめに行く。崩れやすい盛土の部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
(7)渓流横断箇所の処理 ①渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
(8)作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の処置を講じる。 ②降雨等により路盤が大量の水分を帯びている状態ではない通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払う。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げにならないように留意する。	☐
(9)事業実施後の整理 ①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処理を行う。 ③伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ④伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権原を有する森林所有者等と確認し、必要な処置を講じる。	☐